

議会議案第4号

学校施設における防災対策への更なる支援を求める意見書

学校施設は、子供たちが学習する場であるにとどまらず、小中学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っており、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨でも多くの体育館が避難所として利用されている。

国は、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、学校施設を含めた校舎の改築・大規模改造等を対象とする学校施設環境改善交付金を地方自治体に交付するなど、学校施設の防災対策に取り組んでおり、令和5年度からは体育館の空調整備の補助率を1/3から1/2に引き上げるなど、更なる対策を講じている。

一方、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっていることから、小中学校の体育館への空調（冷房）設備設置率は全国平均18.9%にとどまっており、断熱性能を確保した上での空調設備の早急な整備が不可欠となっている。

加えて、誰もが安心して避難するためには、バリアフリー化及びトイレの洋式化の推進も含めた学校施設の防災機能の強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も学校施設の防災対策関連予算を継続的・安定的に確保するとともに、学校施設環境改善交付金について、交付対象の拡大や国の負担割合の引上げを行うなど、学校施設の防災対策に対する支援の強化が図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）	
内閣官房長官	

石川県議会

災害公営住宅の建設等に対する更なる支援を求める意見書

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の度重なる災害を受け、今後、所得の低い高齢者など多くの被災者が災害公営住宅に移行することが予想される中、災害公営住宅の建設に際しては、激甚災害の適用により、一般災害の場合と比較して建設費用等の補助率が引き上げられている。

一方、東日本大震災においては、復興交付金などにより、上記の激甚災害による補助率の引上げに加え、建設費用や家賃の低廉化に対する補助率のかさ上げ、用地の取得・造成費に対しても追加の支援が行われており、今後の災害においても、支援内容を同程度に引き上げる必要がある。

また、本年6月、国は、公営住宅の補助率特例区域の要件を満たさないとの理由から、一部の市町を適用区域から除外する旨、告示しているが、地震による住宅の被害は甚大であり、半壊でやむを得ず解体した住宅も多いことから、災害公営住宅の整備戸数の算定に係る住宅の滅失戸数については、全壊戸数のみではなく、公費解体による「みなし全壊」も含めるように運用を見直すことが必要である。

よって、国におかれては、度重なる災害に見舞われている被災地の現状を踏まえ、災害公営住宅の建設等に対し、最大限の措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		
内閣府特命担当大臣(防災)		
内閣官房長官		

## 議会議案第6号

### こども誰でも通園制度の本格実施に向けた支援の拡充を 求める意見書

こども誰でも通園制度は、孤立した育児に悩む家庭を支援するための新たな通園給付制度である。本制度は、子供の良質な成育環境を整えるとともに、全ての子育て家庭を対象に、多様な働き方やライフスタイルに左右されない支援を強化するものであり、月一定時間までの利用可能枠内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる仕組みである。

令和7年度に法制度化し、令和8年度には全自治体での実施を予定している。このため、基盤整備を進めるとともに、地域ごとの提供体制の状況も見極めながら制度設計を行うべく、令和5年度から各地で試行的な事業が実施されている。

よって、国におかれては、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立を推進するため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

#### 記

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は、一時預かり事業と同様の基準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、自治体ごとの乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが想定されることから、それぞれの需要に対応できる利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験を得る機会や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受入れを認めるとともに必要な財政措置を講じること。
- 4 こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣(こども政策)		
内閣官房長官		

石川県議会